

件名	愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例
主管課	県民活動推進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例を整理統合するとともに、自動貸出機による貸し付けの規制対象とする有害な図書類等の範囲の拡大、深夜における立入り制限施設の追加、インターネットの利用による有害情報の閲覧防止等を図り、及び罰則を強化することにより、青少年の保護を図るための改正</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不健全な興行、図書類等に該当するものを追加 著しく青少年の自殺や犯罪を誘発するものを追加</li> <li>2 有害図書類等の包括指定の対象を追加 内容の如何にかかわらず過激な表紙又は包装箱等の図書類等を包括指定の対象とする。</li> <li>3 有害図書類等の陳列方法の規制 有害図書類等を青少年の目に触れない場所又は監視できる一定の場所に陳列するように規制（罰則創設）</li> <li>4 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止 インターネット上の有害情報から青少年を保護するため、インターネットを利用できる端末設備を青少年の利用に供する者は、青少年が利用する際には、フィルタリングソフトの活用等を図るよう自主規制を求める。</li> <li>5 青少年からの古物の買受等制限規定違反及び青少年の深夜連出し禁止規定違反の罰則創設</li> <li>6 青少年の深夜立入制限施設の追加 青少年の深夜の立入を制限する施設として次の施設を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備を設置して客に図書類等を貸与し、見せ、読ませ、又は聞かせることを業とする者の営業場所（マンガ喫茶）</li> <li>・端末設備を設置して客にインターネットの利用をさせることを業とする者の営業場所（インターネットカフェ）</li> </ul> </li> <li>7 立入調査対象施設の明確化 図書類等取扱業者、がん具類等の販売又は貸付けを業とする者、自動販売機業者等、有害薬品類の販売を業とする者、広告主又は広告物を管理する者、質屋又は古物商、興行者等、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機業者の営業の場所若しくは施設</li> <li>8 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例のうち、青少年の健全育成に係る部分を整理統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書類等及びがん具類等の自動販売機の設置届出</li> <li>・有害図書類等、有害がん具類等及びツーショットダイヤル等利用カードの自動販売機への収納禁止</li> <li>・ツーショットダイヤル等利用カードの販売の届出</li> <li>・新たに図書類、がん具類の自動貸付機の規制</li> </ul> </li> <li>9 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例の廃止（附則第2項）</li> </ol>	
施行日	平成18年1月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>包括規定...条例の基準に該当する図書類等は、青少年保護審議会に諮問することなく有害図書類等として知事の指定を受けたものとみなす制度</p> <p>フィルタリングソフト...有害情報等の受信を制限する機能を持つソフトウェア</p>	